

北海道農業振興地域整備基本方針の変更について

（ 令 和 3 年 2 月 ）  
農政部農業経営局農地調整課

1 基本方針変更の趣旨

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）により、国は、農用地等の確保に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定め、都道府県は、国の基本指針に基づき当該都道府県に係る農業振興地域の指定等に関し、農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなっている。
- ・ 国は、令和 2 年 3 月 31 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画を踏まえ、同年 12 月 8 日に基本指針を変更したことから、道の基本方針について変更するもの。
- ・ 基本方針の変更については、新たな基本指針や第 6 期北海道農業・農村振興推進計画（以下「6 期計画」という。）をはじめとする関連計画を踏まえて見直し。

<農業振興地域制度の仕組み>

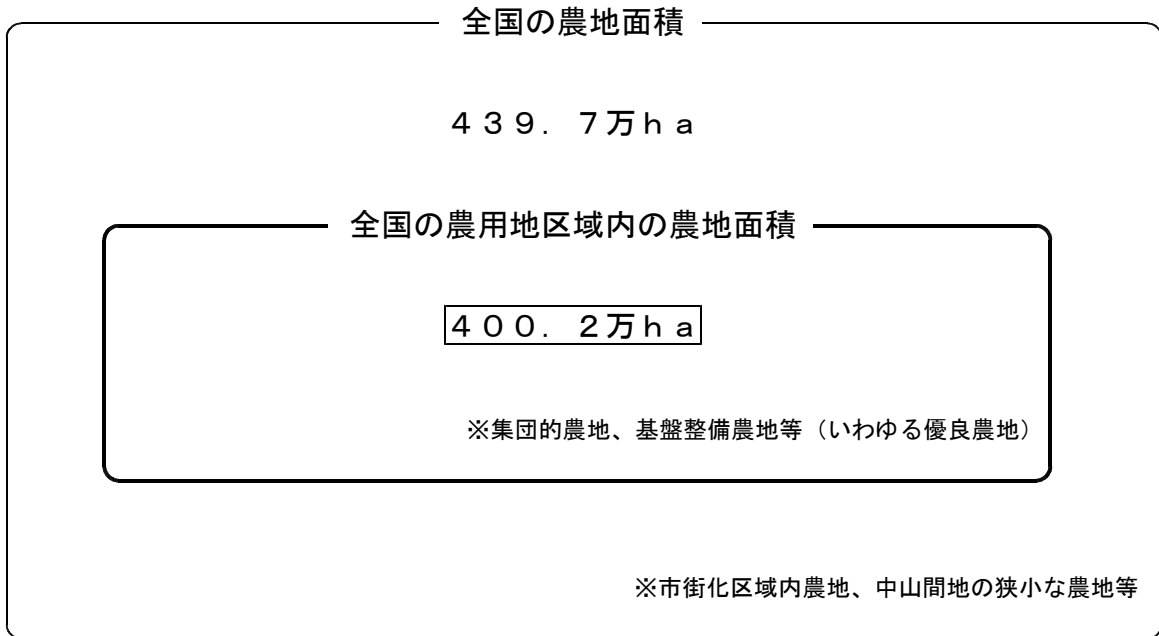
国	食料・農業・農村基本計画の変更等を踏まえ「農用地等の確保等に関する基本指針」（10 年後に確保すべき農用地等の目標面積等）を変更（5 年ごと） 道の基本方針のうち農用地等の確保等に関する事項等について同意	
道	農業振興地域整備基本方針（10 年後に確保すべき農用地等の目標面積等） 農業振興地域の指定 市町村農用地利用計画の同意	
市 町 村	農業振興地域整備計画（農業振興のマスタープラン・農用地利用計画）	← 意見聴取（農業委員会等） → 公告・縦覧（住民等）

<基本指針及び基本方針で定める事項>

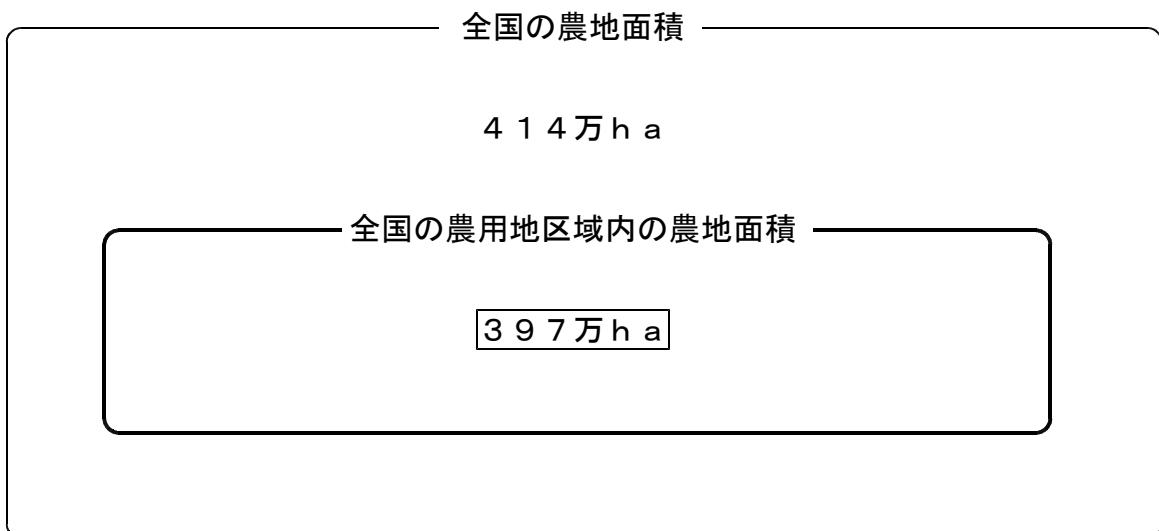
国の基本指針	都道府県の基本方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向</li> <li>・ 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項</li> <li>・ 農業振興地域の指定の基準に関する事項等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</li> <li>・ 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項</li> <li>・ 農業振興地域に関する基本的事項（農業生産基盤の整備及び開発、農用地等の保全等）</li> </ul>

<国の基本指針における確保すべき農用地等の面積の目標>

【現状（令和元年）】



【目標（令和12年）】

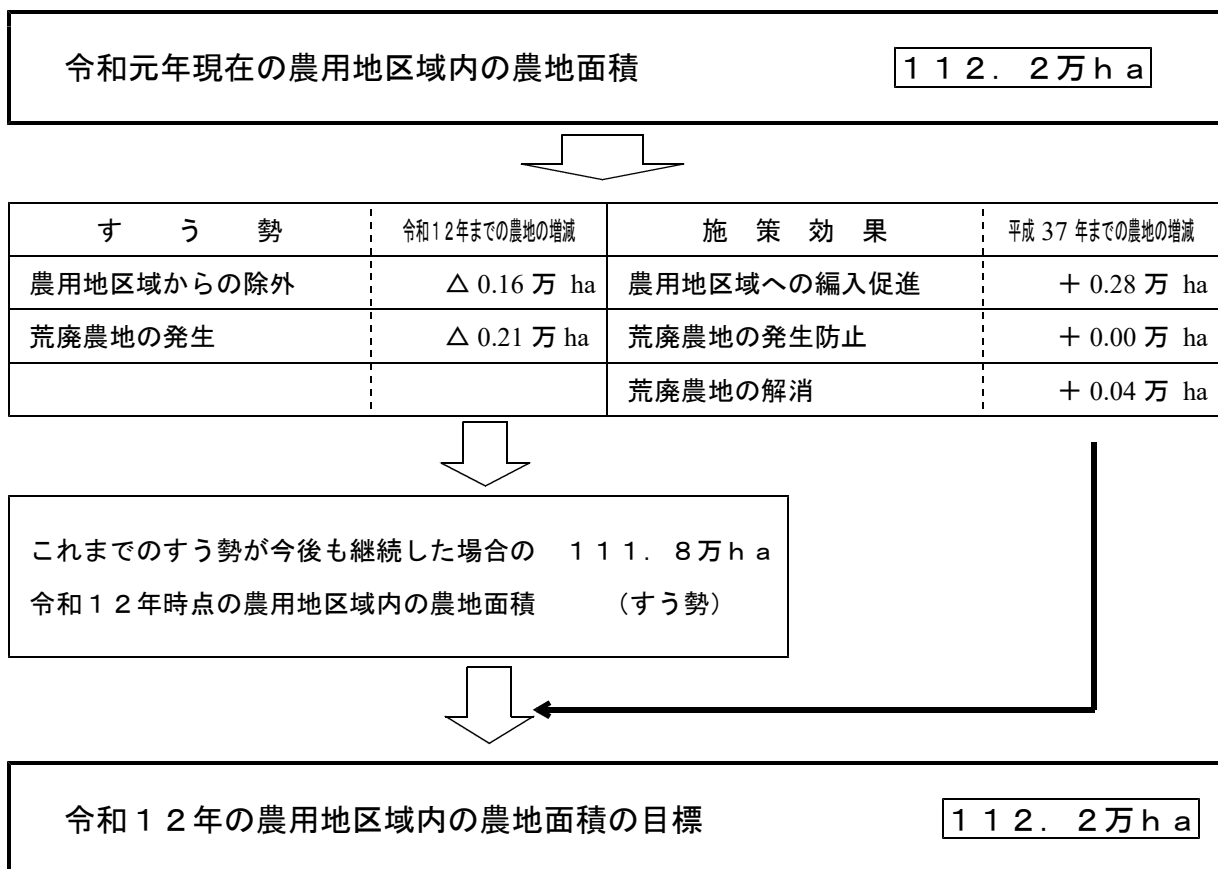


## 2 基本方針（素案）の概要

### （1）確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

- ・ 令和12年の農用地区域内農地の面積目標について、基本指針の「都道府県の面積目標設定基準」を踏まえ、目標面積を112万2千haと設定。
- ・ 農用地等の確保に向け、農業振興地域制度の適切な運用を図るとともに、担い手の確保・育成、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備などの取組を推進。

#### <農用地区域内の農地面積の目標>



(2) 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項  
基本指針における農業振興地域の指定基準等を踏まえ、市街化区域やもっぱら森林の用に供する区域など農業振興を図ることが見込まれない地域を除き、市町村毎に指定相当区域を設定。

(3) 農業振興地域に関する基本的な事項

ア 農業生産基盤の整備及び開発

原則として農用地域内で実施することとし、農作業の一層の省力化・効率化や国内外の需要を取り込んだ付加価値の高い農産物の生産拡大に向けた整備、機能低下が懸念される農業水利施設等の適切な保全管理など、計画的かつ効果的な整備を推進。

イ 農用地等の保全

優良農地の確保や遊休農地の発生抑制、荒廃農地の再生等を推進するとともに、地域住民が主体となった活動や中山間地域等の農業生産活動への支援など農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組を推進。

ウ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

人・農地プランで描かれた地域の将来像の実現に向けて、地域の農業者と市町村、農業委員会などコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地の利用集積・集約化を推進。

エ 農業の近代化のための施設の整備

持続可能で生産性が高く、国内外の需要を取り込む農業・農村の確立に向け、新品種・新技術の開発・普及、高性能な農業用機械やスマート農業技術の導入、集出荷貯蔵施設等生産・流通体制の整備などを推進するとともに、6次産業化や低コスト・省力化技術の導入、新品種の開発・普及を推進。

オ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

家族経営など担い手の経営体質の強化や法人組織経営体の育成・発展など農業経営体の安定・発展とともに、新規就農者の育成・確保や経営感覚を備えた農業経営者の育成、地域をリードする女性農業者の育成など農業経営の担い手の確保・定着を図る。

カ ウに掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進

中山間地域等における直接支払い制度を活用した取組等への支援とともに、地域ぐるみで行う農村ツーリズムや6次産業化の推進などを通じ、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人材など多様な人材が農業・農村で活躍できる環境づくりを進める。

キ 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備

農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、営農用水と併せて生活用水を供給する営農飲雑用水施設、生活雑排水を処理する集落排水施設、農村の交通アクセスの向上を図る農道などの生活環境整備。

4 今後の予定

R 3. 2 市町村等から意見聴取。パブコメ（2月中旬から1ヶ月間）

R 3. 3 意見等を踏まえ、案を作成し、国に協議

R 3. 4（予定） 国の同意を得て基本方針決定

<参 考>

□ 国及び道の農用地区域内農地面積の目標 (単位：ha)

	前 回 (H 2 8 年)		今 回 (R 3 年)	
	現況 (H 2 6)	目標 (H 3 7)	現況 (R 元)	目標 (R 1 2)
国 (基本指針)	4,050,000	4,030,000	4,002,000	3,970,000
道 (基本方針)	1,113,000	1,113,000	1,122,000	1,122,000

□ 農用地区域内農地面積の推移 (単位：ha)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
全 国	4,049,000	4,032,200	4,028,200	4,018,200	4,008,500	4,002,200
北海道	1,112,700	1,110,400	1,112,600	1,114,900	1,118,300	1,122,300

- ・農林水産省「確保すべき農用地等の面積の目標達成状況調査」による
- ・全国の面積のうち、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積から平成21年以降に農用地区域の除外、編入等を行った面積を加除して算出。

□ 農地面積の推移 (単位：ha)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
全 国	4,537,000	4,518,000	4,496,000	4,471,000	4,444,000	4,420,000	4,397,000
北海道	1,151,000	1,148,000	1,147,000	1,146,000	1,145,000	1,145,000	1,144,000

- ・農林水産省「耕地面積及び作付面積調査」による

□ 北海道農業・農村振興推進計画における生産努力目標 (作付面積) (単位：ha)

主要品目	第5期計画		第6期計画 (案)	
	現況 (H 2 5)	目標 (H 3 7)	現況 (H 3 0)	目標 (R 1 2)
米	113,000	113,000	98,900	91,900
小麦	122,000	123,000	121,400	121,000
大麦	1,740	1,740	1,660	1,700
大豆	26,800	31,000	40,100	40,000
小豆	26,200	24,000	19,100	22,000
いんげん	8,380	10,000	6,790	7,500
そば	22,200	20,000	24,400	21,000
てん菜	58,200	60,000	57,300	57,400
馬鈴しょ	52,400	52,500	50,800	51,000
野菜	56,800	60,800	52,624	52,810
果実	2,903	2,910	2,846	2,870
飼料作物	595,300	595,300	589,100	589,100
計	1,085,923	1,094,250	1,065,020	1,058,280